

本社一括届出の方法について (36 協定届)

- 窓口または郵送で届け出る場合 -

- 本社の所在地を管轄する労働基準監督署 (本社管轄署) へ、以下の方法で届け出てください。
- **本社一括届出ができる 36 協定**は、

- ・ **各事業場の労働者の過半数で組織された労働組合 (過半数組合) と締結しているもの**
(※) 電子申請の場合は、協定当事者が労働組合 (過半数組合) でなくても届出できます。
- ・ 記載事項のうち、「**労働保険番号**」、「**事業の種類**」、「**事業の名称**」、「**事業の所在地 (電話番号)**」、「**労働者数**」、「**協定の成立年月日**」以外の事項が同一であるもの

に限られます。

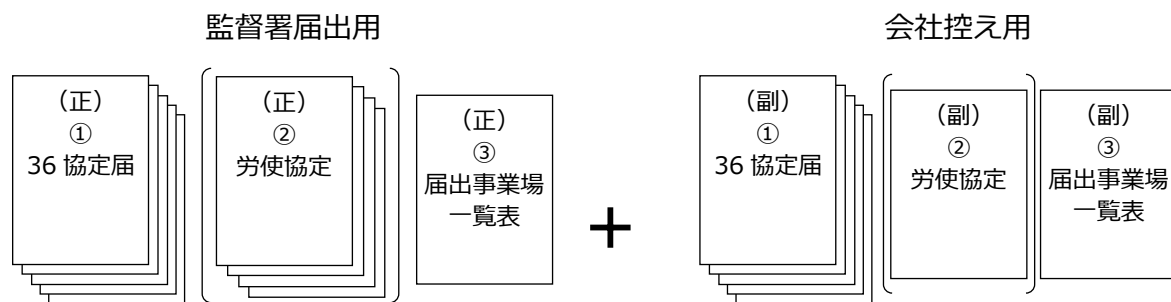
(1) 窓口で届け出る場合

- ・ ① (+②) +③について、以下の部数を、本社管轄署へ提出してください。
- | | |
|---|---|
| ① | 時間外労働・休日労働に関する協定届 (36 協定届) … 本社含む事業場数+会社控え用 |
| ② | 時間外労働・休日労働に関する協定書 (労使協定) (※) … 管轄署数+会社控え用 |
| ③ | 届出事業場一覧表 … 2部 (監督署届出用 1部+会社控え用 1部) |

(※) 労使協定 (②) の提出について

- ・ 「36 協定届 (①) が労使協定 (②) を兼ねている場合」は、労使協定 (②) の添付は不要です。
- ・ 「36 協定 (①) が労使協定 (②) を兼ねている場合」とは、36 協定届の労働者代表者欄及び使用者欄への記名・押印又は署名により、労使双方の合意があることが明らかになるような手続きを取っていることを指します。
- ・ 36 協定届 (①) の内容が「別紙のとおり」や「労使協定による」と記載され、具体的な内容が労使協定 (②) を見なければ分からない場合は、労使協定 (②) の添付が必要です。

(例) 本社を管轄する A 署のほか、支店 1～4 の所在地が 3 署 (B～D 署) の管轄にまたがる場合



事業場	管轄署	①36 協定届		(②) 労使協定		③届出事業場一覧表		
		署届出用	会社控え用	署届出用	会社控え用	署届出用	会社控え用	
1	本社	本社管轄署 (A 署)	1部	1部	1部	1部	1部	
2	支店 1	B 署	1部	1部	1部	1部	1部	
3	支店 2	B 署	1部	1部				
4	支店 3	C 署	1部	1部				
5	支店 4	D 署	1部	1部				
計			5部	5部	4部	1部	1部	1部

- ・ 各事業場の受理年月日は、本社管轄署が受理した日となります。
- ・ 本社管轄署 (A 署) の受領印を押印して、会社控えをお渡しします。
- ・ 本社管轄署 (A 署) から、B～D 署あて 36 協定届等が回送されます。

(2) 郵送で届け出る場合

- ① (+②) +③に加えて、④～⑤を添えて、提出してください。
 - ④ **返送用の切手及び封筒** (封筒に切手を貼り付け、返送先を記入してください。)
 - ⑤ **送付状** (内容物と数量について適切に確認するため、ご協力ください。)
- 個人情報漏洩防止 (郵便事故防止) のため、記録付き郵便 (特定記録やレターパック等) の利用にご協力をお願い申し上げます。
- 提出いただいた内容等に問題がなければ、本社管轄署に到着した日付で受理**いたします。

(3) その他ご案内

- 窓口への持参、郵送による届出のほか、**電子申請 (e-gov)** もご利用いただけます。
- 郵送・電子申請の処理は、各監督署において、到着順に処理しています。**例年、年末年始 (12～1月) と年度末・年度始め (3～4月) は、36協定や就業規則などの各種届出が、大変混み合います。**控えが手元に届くまで、しばらくお待ちいただきますようお願い申し上げます。

福井労働基準監督署	〒910-0842	福井市開発 1丁目 121番地 5	(0776-54-6167)
敦賀労働基準監督署	〒914-0055	敦賀市鉄輪町 1丁目 7番 3号	(0770-22-0745)
武生労働基準監督署	〒915-0814	越前市中央 1丁目 6番 4号	(0778-23-1440)
大野労働基準監督署	〒912-0052	大野市弥生町 1番 31号	(0779-66-3838)